

## Q&A

(カテゴリー)

#002 動物実験に関わる基本事項について・・・ルールとガイドラインと体制の整備

(質問)

#000003

問 11. 動物実験を実施する場合に留意点、必要事項（組織体制、規約、実験手続等）は何ですか？

回答

ここでは、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（厚労省基本指針）を参考に、動物実験を実施する場合の留意点等を示します。基本指針は動物実験を動物愛護に配慮しつつ、科学的観点に基づき適切に実施するために遵守すべき基本事項を定めています。

基本指針はまず、動物実験を実施する機関の長に、適正な実施体制の構築のために必要な措置を講ずることを求めています。それには次の様な項目があります。

### ○実施機関の長の責務

- ・ 機関内規程<sup>※1</sup>の策定
- ・ 動物実験委員会の設置
- ・ 動物実験計画の承認
- ・ 動物実験計画の実施結果の把握
- ・ 教育訓練の実施
- ・ 自己点検及び評価<sup>※2</sup>、外部検証<sup>※3</sup>
- ・ 動物実験等に関する情報公開<sup>※4</sup>

注)

※1 機関内規程：動物実験等の設備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規程

※2 自己点検及び評価：実施機関の長は、定期的に、実施機関における動物実験等の本指針及び機関内規程への適合性について、自ら点検及び評価を実施すること。

※3 外部検証：自己点検及び評価に基づいて、外部の第三者機関にその評価の妥当性を検証してもらうこと。

※4 情報公開：実施機関の長は、本指針及び機関内規程に基づく点検及び評価の結果等について、適切な方法により公開すること。

#### ○動物実験委員会<sup>※5</sup>の役割

機関の長の諮問を受けて次の様な役割を担います。

- ・動物実験計画の審査及び機関の長への報告
- ・動物実験計画の動物実験責任者からの実施結果報告を受け、必要に応じ実施機関等の長に助言を行う
- ・教育訓練の実施
- ・自己点検及び評価の実施及び外部検証の受検
- ・動物実験等に関する情報公開

注)

※5 動物実験委員は次の者から構成されることが求められます。①動物実験等に関して優れた見識を有する者、②実験動物に関して優れた見識を有する者、③その他学識経験を有するもの

#### ○動物実験責任者の責務

- ・動物実験計画の策定
- ・動物実験計画の実施結果の報告